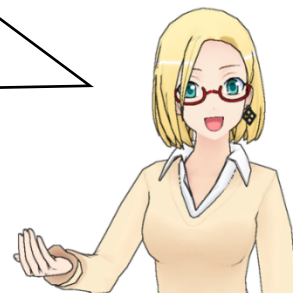




「ILO 三次勧告を読み解く」シリーズ①

ILO 三次勧告のポイントは3つ

- ① **解決への「労使交渉の開始」!**
- ② **労使の「意義ある対話」!**
- ③ **そして「早期解決」!**



《社会対話（政・労・使の話し合い）の促進が、ILO の戦略目標の一つ》

ILO（国際労働機関）は、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」実現のため以下の4つの戦略目標を掲げています。

仕事の創出 必要な技能を身につけ、働いて生計が立てられるように、国や企業が仕事を作り出すことを支援。

社会的保護の拡充 安全で健康的に働ける職場を確保し、生産性も向上するような環境の整備。社会保障の充実。

社会対話の推進 職場での問題や紛争を平和的に解決できるように、政・労・使の話し合いの促進。

仕事における権利の保障 不利な立場に置かれて働く人々をなくすため、労働者の権利の保障、尊重。



《会社がILO勧告を無視する中で、ILO事務局長との面談が実現》

ILOは、申し立てされた案件について国際基準に照らして検討し、国際基準違反と判断した場合には、解決に向けて勧告や各種支援を行います。JAL 整理解雇案件はこのような検討を経て、2012年6月に「ILO勧告」の対象となりました。これは、ILOが上記戦略目標の一つである「社会対話の促進」を図る手続きを開始したということです。さらに2013年10月、2015年11月と2度に渡り「フォローアップ見解」（二次、三次勧告）が出されていますが、会社は依然として解決へ向けた労使協議を行おうとしていません。



ILOはこの様な状況を非常に憂慮しており、2017年5月12日、来日中のILOのガイ・ライダー事務局長自らの申し出により、乗員組合とCCUの代表との面談が実現しました。これは、ILOがJAL整理解雇問題の解決を促進することに並々ならぬ熱意を持っていることを示しています。

このシリーズでは「ILO三次勧告」の内容を読み解いていきます!